

第7章 環境行政の体制

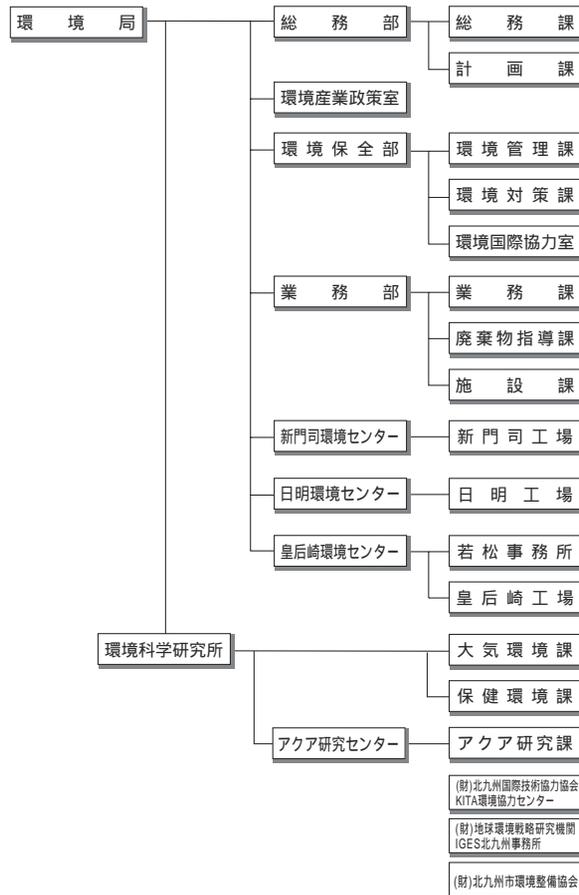
第1節 環境行政組織

本市の環境保全組織は、昭和38年2月北九州市の発足と同時に衛生局公衆衛生課公害係4名で出発し、昭和46年には公害対策局となり、組織の機構の拡充整備を図りました。

平成2年4月に、総合的な環境行政を行い、快適な環境づくりを積極的に推進するため同局と環境事業局を統合し、環境局を新設しました。

現在の機構及び職員の配置は、図7-1のとおりです。

図7-1 環境行政機構及び職員配置（平成15年5月1日現在）



所属名	局長級	部長級	課長級	係長級	事務	技術	技術的専門	課計	部計
総務部									
総務課	1	1	1	2	9			14	31
計画課			3	6	7	1		17	
環境産業政策室			1	2	8	7	1	19	20
(派遣) 環境事業団				1				1	
環境保全部			1	1	3	6	5	16	52
環境管理課				1	3			17	
環境対策課				2	2	2	2	8	
環境国際協力室				1	2	1	1	5	
(派遣) KITA (派遣) IGES					1	1		2	
業務部			1	1	3	11		16	54
業務課				1				1	
(派遣) 整備協会									
廃棄物指導課			1	5	2	6	5	19	
施設課				2	6	3	7	18	
新門司環境センター			1	1	7	4		116	147
新門司工場				1	3	1	4	9	
日明環境センター			1	1	7	4		114	152
日明工場				1	3	1	6	14	
皇后崎環境センター			1	1	7	4		130	237
若松事務所				1	5	2		67	
皇后崎工場				1	3	1	4	10	
環境科学研究所			1	1	2	3	2	4	28
大気環境課				1	4			10	
保健環境課				1	1	4		18	
アクア研究センター				1	1	4		12	18
アクア研究課									
計	2	9	28	87	68	80	465	739	

第 2 節 審議会等

1 北九州市環境審議会

公害対策に関する基本的事項について市長の諮問に応じ調査審議する機関として、昭和 39 年 2 月「北九州市公害防止対策審議会」を設置しました。その後、昭和 45 年 4 月の北九州市公害防止条例の制定に伴い、審議会は同条例に基づく調査審議機関となり、昭和 46 年 10 月には同条例の改正に伴い「北九州市公害対策審議会」と改称しました。

さらに平成 6 年 6 月には、前年に成立した環境基本法の規定を踏まえ、新たに広く環境保全に関する事項を調査審議するための機関として「北九州市環境審議会」を設置するとともに、従来の北九州市公害対策審議会を廃止しました。なお、平成 12 年 12 月の北九州市環境基本条例の制定により、審議会は同条例に基づく調査審議機関として規定されました。

現在までの公害対策審議会 93 回及び環境審議会 17 回の審議のうち主な項目は次のとおりです。

- (1) 北九州市公害防止条例について(昭和 44、45、46 年度)
- (2) 硫酸化物に係る公害の防止に関する協定について(一括協定 54 工場、昭和 46 年度)
- (3) 公害に係る健康被害の救済について(昭和 47 年度)
- (4) 北九州地域に係る公害防止計画について(昭和 47、52、57、62 年度、平成 4、9 年度)
- (5) 公害に係る健康被害救済地域の拡大について(昭和 49 年度)
- (6) 硫酸化物総量削減計画について(昭和 51 年度)
- (7) 硫酸化物に係る公害の防止に関する協定について(一括協定 48 社 57 工場、昭和 51 年度)
- (8) 公害防止事業費事業者負担について(昭和 53、57 年度)
- (9) 工場・事業場等の新增設に伴う公害防止協定の締結等について(昭和 42 年度～昭和 57 年度)
- (10) 北九州市における窒素酸化物対策の基本方針について(昭和 59 年度)
- (11) 北九州市環境管理計画の策定について(昭和 60 年度)
- (12) 北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱の改正について(昭和 62 年度)
- (13) 北九州市における一般環境大気測定局の適正配置について(平成元年度)
- (14) 環境基本法(北九州市環境審議会条例)及び北九州市公害対策審議会について(平成 6 年度)
- (15) 「アジェンダ 21 北九州」の策定について(平成 7 年度)
- (16) 屋外燃焼行為に対する規制のあり方について(平成 8 年度)
- (17) 北九州市公害防止条例の一部改正について(平成 8 年度)
- (18) 今後の環境影響評価制度の在り方に係る基本的な考え方について(平成 9 年度)
- (19) 北九州市環境影響評価条例について(平成 10 年度)
- (20) 環境ホルモン検討委員会設置について(平成 10 年度)
- (21) 北九州市の環境行政の今後のあり方について(平成 11、12 年度)
- (22) 北九州市の自動車公害対策推進体制の整備について(平成 13 年度)
- (23) 北九州市環境審議会の会議の公開に関する基本方針について(平成 14 年度)

2 北九州市公害健康被害認定審査会等

昭和 49 年 9 月に施行された公害健康被害補償法に基づいて、本市における公害に係る健康被害の認定について審査するため、北九州市公害健康被害認定審査会を法施行日に合わせて設置しました。

同審査会は学識経験者 10 人(医学 9 人、法律学 1 人)により構成されており、平成 14 年度は 12 回開催されました。

また、公害医療に係る診療報酬の内容を審査するため、医師 3 人で構成する北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会を設置しています。平成 14 年度は 12 回開催されました。

3 公害対策関係諸団体

本市は、公害行政の円滑な推進を図るため、地方公共団体等で構成する公害関係諸団体に加入し、情報交換、調査研究等を行っています。

公害対策関係諸団体は、表 7-1 のとおりです。

表 7-1 公害対策関係諸団体

名 称	構 成 団 体
瀬戸内海環境保全知事・市長会議	瀬戸内海沿岸26府県市
社団法人瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海沿岸26府県市その他関係団体21団体
社団法人大気環境学会	正会員1,662人、賛助会員106団体
社団法人臭気対策研究協会	正会員755団体、公共会員84団体、その他会員41団体
福岡県大気汚染対策協議会	福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、苅田町、学識経験者若干名
全国大気汚染防止連絡協議会	東京都ほか152都府県市(特別区を含む)
大都市環境保全主管局長会議	東京都、北九州市等、指定都市
福岡・山口県際間公害対策連絡協議会	福岡県、山口県、北九州市、下関市
福岡県フロン回収処理推進協議会	関係団体179団体